◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　平成29年度　東海環状加納第１高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
②　平成29年度　東海環状瀬古第２高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
③　平成29年度　東海環状揖斐川右岸橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
④　平成29年度　東海環状関高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所
①　岐阜県安八郡神戸町加納
②　岐阜県安八郡神戸町瀬古
③　岐阜県安八郡神戸町神戸
④　岐阜県関市広見
⑷　工事内容
①　工事延長　Ｌ＝400m、鋼７径間連続少数鈑桁橋（橋長Ｌ＝337.0m）、工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式、合成床版工　１式
②　工事延長　Ｌ＝400m、鋼８径間連続少数鈑桁橋（橋長Ｌ＝353.0m）、工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式、合成床版工　１式
③　工事延長　Ｌ＝300m、鋼３径間連続細幅箱桁橋（橋長Ｌ＝187.0m）、工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式、合成床版工　１式
④　工事延長　Ｌ＝300m、鋼４径間連続少数鈑桁橋（橋長Ｌ＝206.0m）、工場製作工　１式、鋼橋架設工　１式、合成床版工　１式
⑸　工期
①　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで
②　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで
③　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで
④　契約締結日の翌日から平成31年５月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
①　鋼材　約810ｔ、合成床版　約4,000㎡
②　鋼材　約820ｔ、合成床版　約4,210㎡
③　鋼材　約690ｔ、合成床版　約2,150㎡
④　鋼材　約540ｔ、合成床版　約2,420㎡
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/
「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽　本工事は、40歳以下の技術者を主任技術者又は監理技術者にて配置する場合、工事成績において評価する「若手技術者登用・育成工事」の試行工事である。
⑾　本工事は、発注者が、応札者に歩掛見積書の提出を求め、妥当性が確認できた歩掛見積書を予定価格に反映させる試行工事である。
⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒀　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⒁　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
②　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成14年度以降に元請けとして、次の㋐から㋒に掲げる要件を満たす鋼橋の製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、㋐から㋒の工事は同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成14年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
㋐　道路橋（Ａ活荷重以上またはＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）の工事。
㋑　橋梁形式が下記形式の鋼橋であること。

橋梁形式	適否
単純鈑桁橋	×
連続鈑桁橋	×
鋼床版鈑桁橋（単純・連続）	○
単純箱桁橋	×
連続箱桁橋	○
鋼床版箱桁橋（単純・連続）	○

㋒　最大支間長が60m以上の工事。
⑸　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、本工事において申請できる技術者は１名とする。（入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
②　上記⑷に掲げる工事を架設した経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成14年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質